

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路の占用の変更の許可		
根拠法令 及び条項	道路法第32条 道路法施行令第8条		
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】 変更内容が「道路法施行令」「蓮田市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす変更か、道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」「蓮田市道路占用許可基準」に適合すること。 上記の要件を満たす変更に限り、軽易な変更と認められ変更内容の差し替えで対応できるか、大幅な変更があり、従前の道路占用許可所を取り下げ再度申請を受け付ける必要があるか判断する。		
審査基準 設定年月日	平成 6 年 1 0 月 1 日	審査基準 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
標準処理期間	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） 期間（2 0 日【他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く】） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成 6 年 1 0 月 1 日	標準処理期間 最終変更年月日	令和 6 年 3 月 2 7 日
所管部署	都市整備部 道路課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。